

国立大学法人京都大学教職員就業規則の一部改正について

(前略)

第8章 ~~育児・介護~~休業等

(育児・介護休業等)

~~第46条 教職員のうち、3歳に満たない子の養育又は家族の介護を必要とする者は、大学に申し出て育児・介護休業等の適用を、大学に申出又は請求することにより、3歳に満たない子を養育するために育児休業を、小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するために育児短時間勤務、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと若しくは早出遅出勤務をすること又は時間外勤務若しくは深夜勤務の制限を受けることができる。~~

~~2 教職員は、大学に申出又は請求することにより、家族の介護をするために介護休業、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと若しくは早出遅出勤務をすること又は時間外勤務若しくは深夜勤務の制限を受けることができる。~~

~~2-3 育児・介護休業等前2項の休業等の対象者、期間、手続き等の必要事項についてに関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)による。~~

(自己啓発等休業)

第46条の2 教職員としての在職期間が2年以上である教職員が大学等における修学又は国際貢献活動のために休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業をすることができる。

2 前項の休業の対象者、期間、手続等に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程(平成20年達示第77号)による。

(中略)

附 則 (平成20年達示第76号) 抄

1 この規程は、平成20年2月4日から施行する。